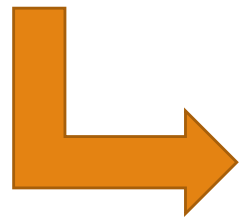


個人情報保護法



個人情報保護法とは

正式には「**個人情報の保護に関する法律**」という



- ・「個人情報に対する権利と利益の保護」
- ・「個人情報を適正かつ効果的に活用するための有効性の維持」

個人情報保護法での用語の定義

「個人情報」

➡ 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

※「生存する個人」としているのは、「死亡した個人」についてはこの法律では対象にしていないということであり、死亡した人であっても個人情報を不注意に取扱うと、遺族などの権利や利益を侵害することがある。

個人情報保護法での用語の定義

「個人データ」

➡ 個人情報データベース等を構成する個人情報のこと

「個人情報データベース」


➡ 個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

個人情報保護法での用語の定義

「個人情報取扱事業者」

 一定の方法で個人情報を扱い、管理する事業者

※平成27年の個人情報保護法の改正(平成29年完全施行)により
以前の保有する個人情報の件数(5000件以上)という要件が撤廃された

 小規模であっても、一定の方法で個人情報を扱う(管理する)事業者は
個人情報保護法の規制が適用されるようになっている

除外される機関

国の機関

地方公共団体

独立行政法人

地方独立行政法人

個人情報保護法の体系

第1章から第6章まで存在する。

第1章～第3章

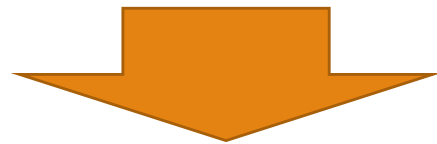
➡ 行政等も含む個人情報保護を総合的に推進する基本的な枠組みを示した基本法

第4章～第6章

➡ 民間事業者が個人情報取扱での義務を規定した一般法

個人情報保護法ガイドライン

個人情報取扱事業者には多様な業種・業態があり、それぞれの業種・業態により、扱う個人情報、重視すべき観点、具体的な手段等が異なる



個人情報保護法ではあいまいな表現が多く、具体的に遵守手段を講じるのには不十分

そこで…

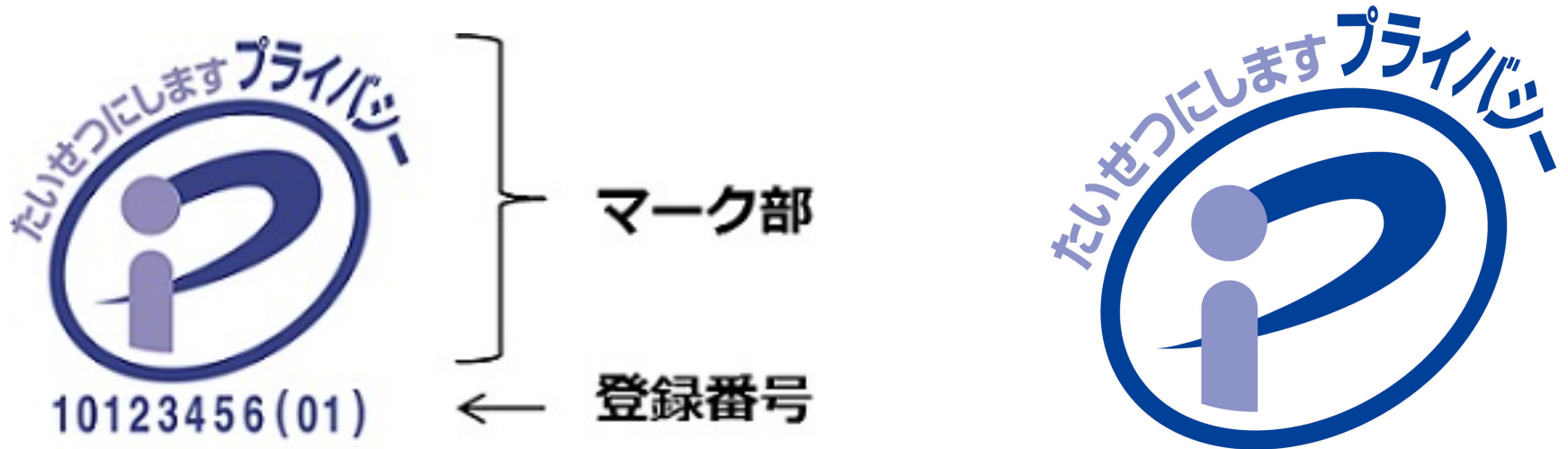
個人情報保護法および政府の
「個人情報の保護に関する基本方針」
などに基づいて、各省庁が所轄の分
野でのガイドラインを策定している。

例えば・・・

- 厚生労働省 → 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
- 経済産業省 → 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」
- 金融庁 → 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

プライバシーマーク


➡ 個人情報の適切な保護処置を講ずる体制を整備している事業者等を認定するマーク

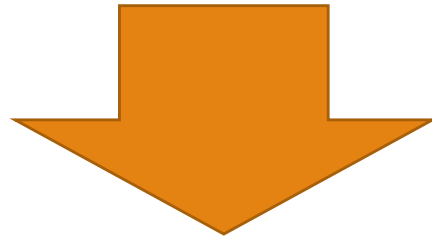


プライバシーマーク制度

- ・個人情報情報の取扱いについて第三者が審査を行い、その結果に応じてプライバシーマークが付与される制度
- ・付与機関は(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)で、そこから指定を受けた指定機関

目的

- ・消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、**個人情報**の**保護**に関する**消費者の意識の向上**を図ること
 - ・適切な個人情報の取扱いを推進することによって、**消費者の個人情報**の**保護意識の高まり**に**こたえ**、社会的な信用を得るための**方法を事業者に与えること**
- 



- ・世間に対する信用が高まる
- ・事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的に高いレベルで個人情報保護ができていることをアピールする有効な手段として活用することができる。

まとめ

個人情報保護法は**法律遵守という最低限のレベルを規定**し、それ以上に実務での実現をしており、更なる向上に努めていることを示すのが**プライバシーマーク制度**である。